

■ 事業用定期借地権設定契約書（案）の修正について

No	種類	頁	第1	1	(1)	ア	①	項目等	修正後	修正前
1	事業用定期借地権設定契約書(案)	4	第10条	1				建物及び借地権の譲渡・転貸	代表企業は、本件建物全部又は一部を第三者に譲渡することはできないものとし、本件借地権(賃借権)の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸することはできないものとする。	代表企業は、本件建物全部又は一部を第三者に譲渡することはできないものとし、本件借地権(賃借権)を第三者に譲渡・転貸することはできないものとする。
2	事業用定期借地権設定契約書(案)	5	第10条	2				建物及び借地権の譲渡・転貸	前項の規定にかかわらず、代表企業が、正当な理由により、本件建物の全部又は一部を第三者に譲渡する場合、又、本件借地権(賃借権)の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸するときは、事前に書面により本市の承諾を得るものとする。なお、これら譲渡・転貸の相手方となる第三者は構成企業であることを原則とするが、これ以外の者の場合は、本市がやむを得ないと認められた者に限るものとする。この場合においても、代表企業は、第3条第2項の用途として使用する者には本件建物の全部又は一部を譲渡することはできないものとする。	前項の規定にかかわらず、代表企業が、正当な理由により、本件建物の全部又は一部を第三者に譲渡する場合、又、これに伴い本件借地権(賃借権)を第三者に譲渡・転貸するときは、事前に書面により本市の承諾を得るものとする。なお、これら譲渡・転貸の相手方となる第三者は構成企業であることを原則とするが、これ以外の者の場合は、本市がやむを得ないと認められた者に限るものとする。この場合においても、代表企業は、第3条第2項の用途として使用する者には本件建物の全部又は一部を譲渡することはできないものとする。